

レガシー検討プロジェクト会議設置要綱

(目的)

第1条 共生社会の実現に向けかわさきパラムーブメント推進ビジョンに基づき策定されたレガシーの形成を目的として、かわさきパラムーブメント推進本部設置要綱第5条1項に基づき、レガシー検討プロジェクト会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) レガシー形成に向けた取組に関すること。
- (2) その他レガシーに関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）をもって充てる。
- 3 座長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 座長は、前条に掲げる検討において必要があると認める場合には、別表第1に掲げる者のほか、必要に応じ委員を選任することができる。

(会議)

第4条 検討会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員は会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。
- 4 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により会議を開催することができる。

(部会)

第5条 検討会議には、共生社会の実現に向けたレガシーごとに、より詳細な検討・調整を行うため、必要に応じて部会を設置する。

- 2 部会の構成は、教育部会、バリアフリー部会、スポーツ・文化部会、社会参加部会とする。
- 3 各部会の部会長及び副部会長は、別表2のとおり検討会議の構成メンバーを充てるものとする。
- 4 各部会は、必要に応じて各部会長が招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係者や有識者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 所掌事務、構成員その他部会の運営に関する事項は、検討会議の事務局が各部会長と協議の上、定める。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、市民文化局（パラムーブメント推進担当）に置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

座長	市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）
委員	総務企画局公共施設総合調整室長
委員	市民文化局コミュニティ推進部長
委員	市民文化局市民スポーツ室長
委員	市民文化局市民文化振興室長
委員	経済労働局労働雇用部長
委員	健康福祉局障害保健福祉部長
委員	まちづくり局指導部長
委員	教育委員会教育政策室長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	教育委員会学校教育担当部長（支援教育）
委員	教育委員会総合教育センター所長

別表 2（第 5 条関係）

教育部会

部会長	教育委員会教育政策室長
副部会長	教育委員会学校教育部長
副部会長	教育委員会学校教育担当部長（支援教育）
副部会長	教育委員会総合教育センター所長

バリアフリー部会

部会長	市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）
副部会長	総務企画局公共施設総合調整室長
副部会長	まちづくり局指導部長

スポーツ・文化部会

部会長	市民文化局市民スポーツ室長
副部会長	市民文化局市民文化振興室長

社会参加部会

部会長	経済労働局労働雇用部長
副部会長	市民文化局コミュニティ推進部長
副部会長	健康福祉局障害保健福祉部長